

赤穂市告示第47号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、下記のとおり公表する。

令和7年9月5日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

1 健全化判断比率

(単位：%)

区分	令和6年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	—	12.90	20.00	
連結実質赤字比率	—	17.90	30.00	
実質公債費比率	8.9	25.0	35.0	
将来負担比率	66.7	350.0		

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和6年度決算	経営健全化基準	備考
病院事業会計	—	20.0	
介護老人保健施設事業会計	—	20.0	
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

※資金不足額が生じない場合は、「—」と記載している。